令和６年度
鳥獣プロデータバンク活用促進事業
Ｑ＆Ａ

令和６年６月

環境省

鳥獣プロデータバンク活用促進事業（以下「促進事業」とします。）利用の上でよくある質問と回答をまとめましたのでご活用ください。

謝金と旅費相当額については、利用者と登録者間で合意が得られるように調整してください。

利用方法について疑問点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

Ｑ１：謝金と旅費相当額支払いはどのような手続きを行うのか。

Ａ：利用申請書の「謝金と旅費相当額支払いを希望する」という項目に〇をつけて、事務局へお送りください。活動実施後に利用者から活動報告書が提出されたことが確認でき次第、事務局から登録者へ入金先をお伺いし、謝金と旅費相当額をお支払いします。

Ｑ２：促進事業から謝金だけ、もしくは旅費相当額だけを支払うことは可能か。

Ａ：利用者と登録者間で合意が得られていれば可能です。

Ｑ３：促進事業で支払われる謝金（7,000円/時間）・旅費相当額（上限額27,140円）は一般的な金額なのか。

Ａ：環境省において専門家が会議に出席する際の謝金・旅費の算出方法を参考にしています。

Ｑ４：促進事業で支払われる謝金は活動内容に関わらず7,000円/時間なのか。1時間程度の講義を依頼する場合と、実習を伴うような半日がかりの研修の講師を依頼する場合で謝金が異なるのか。

Ａ：促進事業では謝金は一律7,000円/時間、活動時間は４時間を上限としています。登録者との調整の結果、これを超過する場合の超過額は利用者負担となります。

Ｑ５：依頼した登録者から提示された謝金額が促進事業の謝金額を超過していた場合、もしくは実施する（または実施した）活動時間が４時間を超過した場合の対応について。

Ａ：①促進事業の謝金範囲内での活動が可能となるよう、利用者と登録者間で調整する。
②謝金超過額を利用者が支払うことで、利用者と登録者間で合意する。
などが、対応として考えられます。

Ｑ６：依頼した登録者の旅費を計算したところ、促進事業の旅費相当額を超過していた場合の対応について。

Ａ：①促進事業の旅費相当額範囲内での活動が可能か、利用者と登録者間で調整する。
②旅費超過額を利用者が支払うことで、利用者と登録者間で合意する。
③旅費のうち、旅費相当額範囲内に収まるものは促進事業で支払い、残りを利用者が負担する。
例：交通費・宿泊費→促進事業での支払い　日当→利用者負担
などが、対応として考えられます。

Ｑ７：促進事業からの謝金とは別に、利用者からも謝金を出すことは可能か。
Ａ：可能です。

Ｑ８：促進事業からの旅費相当額とは別に、利用者からも旅費を出すことは可能か。
Ａ：①促進事業の旅費相当額を超過した額、または②旅費の内訳（交通費・宿泊費・日当）の一部を促進事業で支払い、残りを利用者が支払うことができます。しかし、③交通費・宿泊費・日当の二重支払いにならないように注意してください。

① 旅費相当額（促進事業）＋旅費超過額（利用者）→〇
② 交通費＆宿泊費（促進事業）＋日当（利用者）→〇
③ 交通費＆宿泊費（促進事業）＋交通費＆宿泊費＆日当（利用者）→×

Ｑ９：１年に何回促進事業を利用できるのか。また、一人の登録者が謝金と旅費相当額を受け取れる回数に上限はあるか。
Ａ：多くの団体に促進事業を活用していただくため、原則１団体につき年度中１回まで謝金と旅費相当額支払いを活用することができます。ただし、『利用申請書』の提出に当たって、複数回の研修会を実施する旨の計画書が示された場合は、同一団体からの申請であっても、年度内２回を限度として謝金と旅費相当額支払いを活用することができます。一方、登録者側は謝金と旅費相当額を受け取れる回数に限度はありません。そのため、別々の利用者から同じ登録者に対して依頼があった場合でも、それぞれの活動に応じた謝金と旅費相当額を受け取ることが可能です。

Ｑ10：１回の活動において複数人の登録者に講師等を依頼することは可能か。
Ａ：『利用申請書』の提出時において、申請できる登録者数に上限はございません。しかし、１回の活動において謝金と旅費相当額支払いを活用することができるのは、登録者２人までとします。Ｑ１にあるように『利用申請書』の提出時に２回の活動を申請した場合、１回目と２回目の活動を通してのべ２人を限度として謝金と旅費相当額支払いが活用できます。

Ｑ11：利用申請書提出前に、支払い人数が上限に達していないか確認したい。
Ａ：事務局へメールまたは電話にてお問い合わせください。また、お問い合わせ時には人数が上限に達していなくても、利用申請時に上限に達している可能性もありますのでご承知おきください。

Ｑ12：利用申請書を出した後、調整した研修等の日程が次年度となったが促進事業の対象になるのか。
Ａ：促進事業は令和６年度事業として実施しており、令和７年２月28日（金）までに活動を行い、３月７日（金）までに活動報告書を提出した場合に、謝金と旅費相当額支払いの

対象としているため、次年度の研修は対象となりません。なお、上記期限までに謝金と旅費相当額支払いの対象人数が上限に達した場合には、その後利用申請があっても対象となりません。

Q13：年度末に研修等を実施するため活動報告書の提出が次年度となるが、促進事業の対象とならないのか。

Ａ：Q12のとおり、令和７年３月７日(金)までに活動報告書を提出した場合を謝金と旅費相当額支払いの対象としていますので、対象となりません。

Q14：講師（登録者）に研修に必要な資料や機材を用意いただくことになった場合、それらの準備費用も促進事業から支払うことは可能か。

Ａ：促進事業から支払うことができるのは謝金と旅費相当額のみとなります。資料印刷代や機材購入費は支払いの対象とならないため、利用者負担となります。

Q15：利用申請書を提出せず、登録者へ活動を依頼し活動を実施した後でも、利用申請書と活動報告書を提出すれば謝金と旅費相当額支払いの対象となるか。

Ａ：対象となりません。謝金と旅費相当額をお支払いできるのは、活動実施前に利用申請書を提出していただき、かつ利用申請書において「謝金と旅費相当額支払いを希望する」という項目に〇をつけている場合に限ります。

Q16：旅費計算のため、登録者の所在地を知りたい。

Ａ：登録簿に記載の連絡先欄等をご参照ください。詳細な住所については、個人情報にかかわることもあり、事務局へ利用申請書をご提出いただいた後に、登録者の承諾が得られた場合に限りお伝えしています。
なお、利用申請書の提出前に詳細な住所情報が必要となる場合は、事務局へご相談ください。事務局から登録者へ、市町村名や最寄り駅についてお伝えしてよいか確認し、登録者の承諾が得られた場合に限りお伝えすることは可能です。

Q17：研修会等の事業を委託先が行っている場合でも利用可能か。

Ａ：委託先の事業の場合でも利用できます。ただし、人材登録事業は公益性を有する団体を利用者として想定しているため、利用申請書の提出や活動報告書の提出等の手続きは委託元の団体が実施してください。

Q18：感染症対策のため、講義を事前に収録してネットを通じて参加者に見せる、DVDにして参加者に配布する、または登録者が作成した資料を配布する活動も謝金と旅費相当額支払いの対象となるか。

Ａ：登録者と参加者の対面型の鳥獣保護管理に関する研修会、講義、技術指導等（Web開催を含む）を対象としているため、基本的には対象となりません。しかし、感染症対策として予定していた対面型研修から変更となった場合等、一定程度の双方向性が保証できる活動内容（例：講義収録前に参加者へアンケートを取り、課題を抽出しそれに応える講義を実施する等）であれば、対象となる場合がございます。詳細につきましては事務局へご相談ください。

お問い合わせ先

令和７年３月31日（月）まで

◎ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局

〒130-8606 東京都墨田区江東橋３－３－７

一般財団法人 自然環境研究センター内

ＴＥＬ： ０３（６６５９）６３３９

Ｅ-Mail：chojujinzai@jwrc.or.jp

令和７年４月１日（火）以降

◎ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関１－２－２

ＴＥＬ：代表 ０３（３５８１）３３５１

※電話でのお問い合わせは、土・休日を除く平日の午前 10 時～午後５時半の対応となります。
　メールでのお問い合わせは、土・休日を含み終日受付可能です。